

米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般財団法人かがわ県産品振興機構（以下「機構」という。）は、県産品の生産又は製造、流通に携わる県内事業者（以下「県内事業者」という。）が、県産品の米国向け販路開拓・拡大（以下「米国向け海外販路開拓等」という。）を進めるに当たり必要となる経費のうち、機構理事長（以下「理事長」という。）の認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象等)

第2条 補助の対象となる事業等は、県内事業者が事業を実施することが、県産品の米国向け海外販路開拓等に大きな成果が見込まれると理事長が認めたものとする。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、県内に主たる事業所を有し、県内で製造又は加工された県産食品の生産又は、流通に携わる事業者で、米国向け海外販路開拓等に取り組む者のうち、県税の滞納がない者とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、米国食品安全強化法に基づく米国食品医薬品局（以下、「FDA」という。）の規制対応に取り組むための経費のうち、次に掲げるところによるものとする。

- 一 食品輸出の施設登録等に係る経費
- 二 食品安全計画の作成に係る経費
- 三 食品防衛計画の作成に係る経費
- 四 新規に作成する米国向け商品パッケージデザイン等作成費

2 補助金の額は、前項各号に規定するそれぞれの補助対象事業に係る費用に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。ただし、375千円を補助上限額とする。

3 補助金は、県または他の機関の補助制度等と併用することはできないものとする。

4 補助対象経費は、間接経費（郵送代、収入印紙代、振込手数料等）、消費税及び地方税相当額を含まない金額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式第1）を理事長に提出しなければならない。

2 補助を受けられるのは、単年度あたり1回を原則とする。ただし、1度目の補助金額が375千円に達していない場合は、年度内2回までの申請を認めるものとする。2度目の補助金額は、375千円から1度目の補助金額を差し引いた額を上限とする。

3 交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- 一 納税証明書（香川県入札参加資格審査申請用） ※申込日から3か月以内のもの（写し可）
- 二 登記事項（全部）証明書の写し ※個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書の写し

- 三 事業費積算の根拠となる見積書等（写し可）
- 四 米国向け輸出に係る事業計画書（様式第1の別紙（1））
- 五 その他理事長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 理事長は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金交付決定通知書（様式第2）により交付の決定を行い、当該申請をした者に通知するものとする。

2 理事長は、補助金の交付決定に際して、必要な条件を附することができる。

（決定をしない場合）

第7条 理事長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付申請をした者が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付の決定をしないものとする。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

（申請の取下げ及び変更）

第8条 第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金変更等承認申請書（様式第3）を理事長へ提出し、承認を受けなければならない。

- 一 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 補助事業を中止しようとするとき。
- 三 為替の変動により、補助対象経費の総額の20%以上の増減があるとき。

（実施報告）

第9条 補助事業者は、補助の対象である米国向け海外販路開拓等の事業が完了したときは、完了後1か月以内又は交付年度の3月31日のいずれか早い日までに、米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業実施報告書（以下「実施報告書」という。）（様式第4）を理事長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定の取消し）

第10条 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- 一 補助金交付の決定の内容又はこれに附された条件に違反したとき
- 二 不正、怠慢、その他不正の行為等があったとき
- 三 補助事業者の責により、補助の対象である事業を完了する見込みがなくなったとき
- 四 補助の対象である事業が廃止又は中止されたとき
- 五 補助事業者が、第7条のいずれかに該当することが判明したとき

六 前条に定める実施報告期限までに実施報告書が提出されないとき又は、提出された報告内容が十分ではないと理事長が認めたとき

(額の確定)

第 11 条 理事長は、第 9 条の規定により提出された実施報告書等を審査し、その報告に係る事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金額確定通知書（様式第 5）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 補助金の交付は精算払いとする。

2 補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による補助金の額の確定通知を受理した後、米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金額請求書（様式第 6）を理事長へ提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 13 条 理事長は、第 10 条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対して、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(遅延損害金)

第 14 条 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延損害金利息を機構へ納付しなければならない。

2 前項の規定により遅延損害金を支払わなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る遅延損害金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 第 1 項の遅延損害金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間においても、365 日当たりの割合とする。

(報告の徴収等)

第 15 条 理事長は、必要があると認めるときは、事業に関し補助事業者から報告を求め、又は関係職員に調査又は検査させることができる。

(補足)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙（1）

令和 年度米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業計画書

1 申請者の概要

法人名		担当者職氏名	
電話番号		FAX番号	
Eメール			
書類郵送先	〒		

2 事業の概要

販売先等	補助事業委託事業者等の 選定理由	
	販売先の名称(予定)	
	販売開始時期(予定)	
	年間販売目標金額	
輸出商品	商品名	商品の特徴、強みなど
ターゲティング (誰に、何を、どのように PRするか)		

3 補助事業の実施スケジュール（予定）

	実施内容
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	
年 月	

4 作成資材の概要

米国向け商品パッケージデザイン等作成	
作成物の内容	活用方法（どのようにPRするか等）

5 事業実施により期待される効果

--

※ 食品安全計画・防御計画に係る検査費の申請は、検査が必要な理由も記載すること。

6 経費の区分

経費区分	総事業経費 A	補助対象経費 B(A-補助対象外 経費)	補助金申請額 C (B×補助率) ※千円未満切捨て
食品輸出の施設登録等 に係る経費	円	円	円
食品安全計画の作成費	円	円	円
食品防御計画の作成費	円	円	円
米国向け商品パッケー ジデザイン等作成費	円	円	円
計	円	円	円

※1 見積書の写し、その他参考となる資料を添付すること。

※2 補助対象経費は、交付決定日以降に発生し、事業完了日までに支出が完了見込みである経費とすること。

※3 補助対象経費 B は、補助事業に要する経費 A から補助対象外経費（消費税及び地方消費税等）を除いた額とすること。

※4 補助金申請額 C は、B に補助率を乗じた額で、千円未満を切り捨てて記入すること。C の合計の上限額は 375 千円とする。ただし、2 度目の申請は 375 千円から 1 度目の補助金額を差し引いた額を上限とすること。

第 号
年 月 日

様

一般財団法人 かがわ県産品振興機構理事長

令和 年度米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった上記の補助金については、下記のとおり交付を決定したので通知します。

なお、本事業の実施にあたっては、「米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金交付要綱」を遵守してください。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 補助事業実施期間 交付決定日～ 年 月 日

年 月 日

一般財団法人かがわ県産品振興機構理事長 殿

住 所
法人名
代表者 職・氏名

令和 年度米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付けで交付決定のあった上記の補助金について、下記のとおり
(申請内容の変更 ・ 中止) をしたいので、申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

・ 変更前の事業計画書と変更後の事業計画書の変更部分のみの対比表

※その他必要に応じて添付書類を作成した場合は、その資料名を「3」に追記の上添付すること。

※中止にあたっては、中止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

年 月 日

一般財団法人かがわ県産品振興機構理事長 殿

住 所
法人名
代表者 職・氏名

令和 年度米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業実施報告書

米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

販売先の名称

1 補助事業の実績

販売先等	補助事業委託事業者	
	販売先の名称	
	販売開始時期	
	年間販売目標金額	
輸出商品	商品名	商品の特徴、強みなど
ターゲティング (誰に、何を、どのように PR するか)		

2 PR 用資材、パッケージ等作成時

米国向け商品パッケージデザイン等作成	
作成物の内容	得られた効果等

※作成物の内容は、「別添のとおり」と記載し、作成物を添付する形でも構わない。

※FDA への事前通知の写し等、米国向けであることを確認できるものを添付すること。

3 事業実施により現れた効果と今後の具体的な展開

--

4 補助事業の支出状況

経費区分	総事業経費 A	補助対象経費 B(A-補助対象外 経費)	補助金申請額 C (B×補助率) ※千円未満切捨て
食品輸出の施設登録等に 係る経費	円	円	円
食品安全計画の作成費	円	円	円
食品防衛計画の作成費	円	円	円
米国向け商品パッケージ デザイン等作成費	円	円	円
計	円	円	円

※1 補助対象経費は、交付決定日から事業完了日までに発生し支出が完了した経費とすること。

※2 補助対象経費 B は、補助事業に要する経費 A から補助対象外経費(消費税及び地方消費税等)を除いた額とすること。

※3 補助金申請額 C は、B に補助率を乗じた額で、千円未満を切り捨てて記入すること。C の合計の上限額は 375 千円とする。ただし、2 度目の申請は 375 千円から 1 度目の補助金額を差し引いた額を上限とすること。

※4 下記に関する資料及び書類を添付すること。

- (1) 金額の内訳が明記されている書類(見積書、レシート、請求書等) ※写し可
- (2) 代金の支払い確認が可能な書類(銀行振込明細書、領収書等) ※写し可
- (3) 成果品(施設登録の完了画面、食品安全計画・防衛計画書の写し、研修費に係る受講終了証、作成したパッケージデザイン等)
- (4) その他理事長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

一般財団法人 かがわ県産品振興機構理事長

令和 年度米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実施報告のあった上記の補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金の額 _____ 円

様式第 6 (第 12 条関係)

年 月 日

一般財団法人 かがわ県産品振興機構理事長 殿

住 所
法人名
代表者 職・氏名

令和 年度米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった上記補助金について、米国 FDA 食品施設登録・規制に係る支援事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 _____ 円

<振込先口座>

支払の 方 法	口 座 振替払	銀行 (支) 店										
		預金 種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号							
		(フリガナ) 口座 名義										